

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第56号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第9六価クロム化合物の項中「0.05」を「0.02」に、「0.5」を「0.2」に改める。

別表第10の2の表以外の部分中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同表大腸菌群数の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「個/cm³」を「cfu/ml」に、「1,000」を「200」に、「3,000」を「800」に改める。

別表第17の1(2)の表六価クロムの項及び別表第17の1(3)の表六価クロムの項中「0.05mg/l」を「0.02mg/l」に改める。

別表第18六価クロム化合物の項中「0.05ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改める。

第3号様式（付表11）（裏）中 「大腸菌群数
（個/cm³）」 を 「大腸菌数
（cfu/ml）」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第10の改正規定及び第3号様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置する事業所の排水の六価クロム化合物に係る許容限度については、令和7年3月31日までの間は、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 電気めっき業に属する事業所（当該事業所が同時に他の業種に属する場合を含む。）に対する改正後の別表第9の規定の適用については、令和9年3月31日までの間は、同表六価クロム化合物の項中「0.2」とあるのは、「0.5」とする。
- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する事業所から排出される汚水又は廃液を処理する事業所については、同項に規定する事業所の属する業種に属するものとみなす。